

第 6 章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

6.1 環境影響評価の項目の選定

6.1.1 環境影響評価の項目

本事業に関わる環境影響評価の項目は、以下の考え方により、表 6.1-1 に示すとおり選定した。

- ・「飛行場及びその施設の設置又は変更の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」（平成 10 年 6 月 12 日 運輸省令第 36 号）（以下、「主務省令」という）の参考項目（別表第 1）を基本として選定。
- ・主務省令に示される参考項目のうち、事業特性や地域特性を踏まえ、参考項目に関する環境影響がないこと又は環境影響の程度が極めて小さいことが明らかな項目、或いは対象事業実施区域又はその周囲に、参考項目に関する環境影響を受ける地域その他の対象が相当期間存在しないことが明らかな項目を削除。
- ・「佐賀県環境影響評価技術指針」（平成 11 年 8 月 20 日 佐賀県告示第 464 号）に示される参考項目を踏まえ項目を追加。
- ・滑走路の新設又は延長を行った他空港における環境影響評価の事例を踏まえて、選定している項目を追加。
- ・対象事業実施区域は有明海の干拓地に位置することから、各種の影響要因により環境影響が懸念されるため、有識者による助言及び事業特性・地域特性を踏まえて項目を追加。

表 6.1-1 環境影響評価の項目の選定

環境要素の区分		影響要因の区分		工事の実施			土地又は工作物の存在及び供用		
				一時的な影響	造成等の施工による	建設機械の稼働	資材及び機械の運搬 に用いる車両の運行	飛行場の存在	航空機の運航
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	窒素酸化物		◎	◎		◎	◎
			粉じん等		◎	◎			
			浮遊粒子状物質		●	●		●	●
		騒音	建設作業騒音		◎				
			道路交通騒音			◎			●
			航空機騒音					◎	
	超低周波音						●		
	振動	建設作業振動		—					
		道路交通振動			◎			●	
	水環境	水質	土砂による水の濁り	◎					
			水の汚れ					◎	
		底質	底質					○	
	土壌に係る環境その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質				—		
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物	重要な種及び注目すべき生息地	陸生動物	●			◎	●	
			水生動物	●			—	○	
	植物	重要な種及び群落	陸生植物	●			◎		
			水生植物	●			—	○	
生態系	地域を特徴づける生態系		●			◎	●		
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観					—		
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場					◎		
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	建設工事に伴う副産物	◎						
	温室効果ガス等	二酸化炭素		●	●		●	●	
その他の温室効果ガス			●	●		●	●		
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素	放射線の量	放射線の量							

[備考]網掛けは、主務省令に基づく参考項目を示す。
◎●印は、各欄に挙げる環境要素が、影響要因の項に挙げる各要因により影響を受けるおそれがあるものとして、環境影響評価項目として選定した項目を示す。
◎印は主務省令による参考項目を基に選定した項目を示す。
●印は他空港の環境影響評価書を参考に選定した項目を示す。
○印は有識者の助言及び事業特性・地域特性を踏まえ選定した項目を示す。
—印は、主務省令に基づく参考項目のうち選定しなかった項目を示す。

6.1.2 環境影響評価の項目の選定及び非選定の理由

環境影響評価の項目の選定の理由及び非選定の理由は、工事の実施に伴う項目については表 6.1-2 に、土地又は工作物の存在及び供用に伴う項目については表 6.1-3 に示すとおりである。

表 6.1-2 (1) 環境影響評価の項目の選定及び非選定の理由（工事の実施）

環境影響評価の項目		選定結果	環境影響評価の項目の選定及び非選定理由	備考
環境要素の区分	影響要因の区分			
大気質	窒素酸化物	建設機械の稼働	建設機械の稼働に伴う窒素酸化物の排出により、対象事業実施区域周囲の環境に影響を及ぼす可能性が考えられることから、その影響を評価するため選定する。	
		資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	資材及び機械の運搬に用いる車両（以下「資材等運搬車両」という。）の運行に伴う窒素酸化物の排出により、資材等運搬車両が走行すると想定される道路沿いに分布する住居等に影響を及ぼす可能性が考えられることから、その影響を評価するため選定する。	
	粉じん等	造成等の施工による一時的な影響及び建設機械の稼働	造成等の施工及び建設機械の稼働に伴う粉じん等の発生により、対象事業実施区域周囲の環境に影響を及ぼす可能性が考えられることから、その影響を評価するため選定する。	
		資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	資材等運搬車両の運行に伴う粉じん等の発生により、資材等運搬車両が走行すると想定される道路沿いに分布する住居等に影響を及ぼす可能性が考えられることから、その影響を評価するため選定する。	
	浮遊粒子状物質	建設機械の稼働	建設機械の稼働に伴う粒子状物質の排出により、対象事業実施区域周囲の環境に影響を及ぼす可能性が考えられることから、その影響を評価するため選定する。	参考事例 H25 那覇、H27 福岡、R1 成田、R5 北九州、R6 屋久島
		資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	資材等運搬車両の運行に伴う粉じん等の発生により、資材等運搬車両が走行すると想定される道路沿いに分布する住居等に影響を及ぼす可能性が考えられることから、その影響を評価するため選定する。	
騒音	建設作業騒音	建設機械の稼働	建設機械の稼働に伴う騒音の発生により、対象事業実施区域周囲の環境に影響を及ぼす可能性が考えられることから、その影響を評価するため選定する。	
	道路交通騒音	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	資材等運搬車両の運行に伴う騒音の発生により、資材等運搬車両が走行すると想定される道路沿いに分布する住居等に影響を及ぼす可能性が考えられることから、その影響を評価するため選定する。	

注) 選定結果欄の記号は以下のとおり。

- ◎印：主務省令による参考項目を基に選定した項目
- 印：他空港の環境影響評価書を参考に選定した項目
- 印：有識者の助言及び事業特性・地域特性を踏まえ選定した項目を示す。
- 一印：主務省令に基づく参考項目のうち選定しなかった項目

備考欄の参考事例は以下のとおり。

- H25那覇：那覇空港滑走路増設事業に係る環境影響評価書(平成25年9月、内閣府沖縄総合事務局・大阪航空局)
- H27福岡：福岡空港滑走路増設事業に係る環境影響評価書(平成27年10月、国土交通省九州地方整備局・大阪航空局)
- R1成田：成田空港の更なる機能強化環境影響評価書(令和元年9月、成田国際空港株式会社)
- R5北九州：北九州空港滑走路延長事業に係る環境影響評価書(令和5年6月、国土交通省大阪航空局・九州地方整備局)
- R6屋久島：屋久島空港滑走路延伸事業に係る環境影響評価書(令和6年3月、鹿児島県)

表 6.1-2 (2) 環境影響評価の項目の選定及び非選定の理由 (工事の実施)

環境影響評価の項目			選定結果	環境影響評価の項目の選定及び非選定理由	備考
環境要素の区分		影響要因の区分			
振動	建設作業振動	建設機械の稼働	—	建設機械の稼働に伴う振動について、対象事業実施区域は干拓地であり、住居等が位置する陸域から約3kmの離隔があるため、影響を及ぼすおそれはないと考えることから、評価項目として選定しない。	
	道路交通振動	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	◎	資材等運搬車両の運行に伴う振動の発生により、資材等運搬車両が走行すると想定される道路沿いに分布する住居等に影響を及ぼす可能性が考えられることから、その影響を評価するため選定する。	
水質	土砂による水の濁り	造成等の施工による一時的な影響	◎	造成等の施工により、降雨時に発生する濁水が、対象事業実施区域周囲の海域に流出する可能性が考えられることから、その影響を評価するため選定する。	
動物	重要な種及び注目すべき生息地	陸生動物	●	造成等の施工(施工時の騒音を含む)により、対象事業実施区域及びその周囲に生息する重要な種及び注目すべき生息地に影響を及ぼす可能性が考えられることから、その影響を評価するため選定する。	参考事例 H25 那覇、R1 成田、R5 北九州、R6 屋久島
		水生動物	●	造成等の施工により、降雨時に発生する濁水が、対象事業実施区域周囲の海域に流出し、生息する重要な種及び注目すべき生息地に影響を及ぼす可能性が考えられることから、その影響を評価するため選定する。	参考事例 H25 那覇、H27 福岡、R1 成田、R5 北九州、R6 屋久島
植物	重要な種及び群落	陸生植物	●	造成等の施工により、対象事業実施区域及びその周囲に生育する重要な種及び群落に影響を及ぼす可能性が考えられることから、その影響を評価するため選定する。	参考事例 H25 那覇、R1 成田、R5 北九州、R6 屋久島
		水生植物	●	造成等の施工により、降雨時に発生する濁水が、対象事業実施区域周囲の海域に流出し、生育する重要な種及び群落に影響を及ぼす可能性が考えられることから、その影響を評価するため選定する。	参考事例 H25 那覇、H27 福岡、R1 成田、R5 北九州、R6 屋久島
生態系	地域を特徴づける生態系	造成等の施工による一時的な影響	●	造成等の施工により、対象事業実施区域及びその周囲に成立する地域を特徴づける生態系に影響を及ぼす可能性が考えられることから、その影響を評価するため選定する。	参考事例 H25 那覇、H27 福岡、R1 成田、R5 北九州、R6 屋久島
廃棄物等	建設工事に伴う副産物	造成等の施工による一時的な影響	◎	造成等の施工により、建設発生木材、建設発生土等の建設副産物が発生すると考えられることから、その影響を評価するため選定する。	
温室効果ガス等	二酸化炭素、その他の温室効果ガス	建設機械の稼働	●	建設機械の稼働により、二酸化炭素等の排出が考えられることから、その影響を評価するため選定する。	参考事例 H25 那覇、R1 成田、R5 北九州、R6 屋久島
		資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	●	資材等運搬車両の走行により、二酸化炭素等の排出が考えられることから、その影響を評価するため選定する。	

注) 選定結果欄の記号は以下のとおり。

◎印：主務省令による参考項目を基に選定した項目、

●印：他空港の環境影響評価書を参考に選定した項目

○印：有識者の助言及び事業特性・地域特性を踏まえ選定した項目を示す。

—印：主務省令に基づく参考項目のうち選定しなかった項目

備考欄の参考事例は以下のとおり。

H25那覇：那覇空港滑走路増設事業に係る環境影響評価書(平成25年9月、内閣府沖縄総合事務局・大阪航空局)

H27福岡：福岡空港滑走路増設事業に係る環境影響評価書(平成27年10月、国土交通省九州地方整備局・大阪航空局)

R1成田：成田空港の更なる機能強化環境影響評価書(令和元年9月、成田国際空港株式会社)

R5北九州：北九州空港滑走路延長事業に係る環境影響評価書(令和5年6月、国土交通省大阪航空局・九州地方整備局)

R6屋久島：屋久島空港滑走路延伸事業に係る環境影響評価書(令和6年3月、鹿児島県)

表 6.1-3 (1) 環境影響評価の項目の選定及び非選定の理由

(土地又は工作物の存在及び供用)

環境影響評価の項目		選定結果	環境影響評価の項目の選定及び非選定理由	備考
環境要素の区分	影響要因の区分			
大気質	窒素酸化物	航空機の運航	◎	航空機の運航に伴う窒素酸化物の排出により、対象事業実施区域周囲の環境に影響を及ぼす可能性が考えられることから、その影響を評価するため選定する。
		飛行場の施設の供用	◎	飛行場を利用する車両のアクセス道路走行に伴う窒素酸化物の排出により、飛行場を利用する車両が走行すると想定される道路沿いに分布する住居等に影響を及ぼす可能性が考えられることから、その影響を評価するため選定する。
	浮遊粒子状物質	航空機の運航	●	航空機の運航に伴う浮遊粒子状物質の排出により、対象事業実施区域周囲の環境に影響を及ぼす可能性が考えられることから、その影響を評価するため選定する。
		飛行場の施設の供用	●	飛行場を利用する車両のアクセス道路走行に伴う浮遊粒子状物質の排出により、飛行場を利用する車両が走行すると想定される道路沿いに分布する住居等に影響を及ぼす可能性が考えられることから、その影響を評価するため選定する。
騒音	航空機騒音	航空機の運航	◎	航空機の運航に伴う騒音の発生により、対象事業実施区域周囲に分布する住居等に影響を及ぼす可能性が考えられることから、その影響を評価するため選定する。
	道路交通騒音	飛行場の施設の供用	●	飛行場を利用する車両のアクセス道路走行に伴う騒音の発生により、飛行場を利用する車両が走行すると想定される道路沿いに分布する住居等に影響を及ぼす可能性が考えられることから、その影響を評価するため選定する。
超低周波音		航空機の運航	●	航空機の運航に伴う超低周波音の発生により、対象事業実施区域周囲に分布する住居等に影響を及ぼす可能性が考えられることから、その影響を評価するため選定する。
振動	道路交通振動	飛行場の施設の供用	●	飛行場を利用する車両のアクセス道路走行に伴う振動の発生により、飛行場を利用する車両が走行すると想定される道路沿いに分布する住居等に影響を及ぼす可能性が考えられることから、その影響を評価するため選定する。

注) 選定結果欄の記号は以下のとおり。

- ◎印：主務省令による参考項目を基に選定した項目
- 印：他空港の環境影響評価書を参考に選定した項目
- 印：有識者の助言及び事業特性・地域特性を踏まえ選定した項目を示す。
- 一印：主務省令に基づく参考項目のうち選定しなかった項目

備考欄の参考事例は以下のとおり。

- H25那覇：那覇空港滑走路増設事業に係る環境影響評価書(平成25年9月、内閣府沖縄総合事務局・大阪航空局)
- H27福岡：福岡空港滑走路増設事業に係る環境影響評価書(平成27年10月、国土交通省九州地方整備局・大阪航空局)
- R1成田：成田空港の更なる機能強化環境影響評価書(令和元年9月、成田国際空港株式会社)
- R5北九州：北九州空港滑走路延長事業に係る環境影響評価書(令和5年6月、国土交通省大阪航空局・九州地方整備局)
- R6屋久島：屋久島空港滑走路延伸事業に係る環境影響評価書(令和6年3月、鹿児島県)

表 6.1-3 (2) 環境影響評価の項目の選定及び非選定の理由

(土地又は工作物の存在及び供用)

環境影響評価の項目		選定結果	環境影響評価の項目の選定及び非選定理由	備考
環境要素の区分	影響要因の区分			
水質	水の濁り	◎	造成等の施工により、降雨時に発生する濁水が、対象事業実施区域周囲の海域に流出する可能性が考えられることから、その影響を評価するため選定する。	
	水の汚れ	◎	航空機の運航及び施設の供用により、離発着時に発生するタイヤ片及び整備時の油等の空港敷地内から排出される物質により、対象事業実施区域及びその周囲に影響を及ぼす可能性が考えられることから、その影響を評価するため選定する。	有識者の助言及び事業特性・地域特性を踏まえ選定
底質	底質	○	航空機の運航及び施設の供用により、離発着時に発生するタイヤ片及び整備時の油等の空港敷地内から排出される物質により、対象事業実施区域及びその周囲に影響を及ぼす可能性が考えられることから、その影響を評価するため選定する。	有識者の助言及び事業特性・地域特性を踏まえ選定
地形及び地質	重要な地形及び地質	—	飛行場の存在に伴う重要な地形・地質への影響について、対象事業実施区域は干拓地であり、その範囲内に学術上重要な地形・地質は存在していないことから、評価項目として選定しない。	

注) 選定結果欄の記号は以下のとおり。

- ◎印：主務省令による参考項目を基に選定した項目
- 印：他空港の環境影響評価書を参考に選定した項目
- 印：有識者の助言及び事業特性・地域特性を踏まえ選定した項目を示す。
- 印：主務省令に基づく参考項目のうち選定しなかった項目

備考欄の参考事例は以下のとおり。

- H25那覇：那覇空港滑走路増設事業に係る環境影響評価書(平成25年9月、内閣府沖縄総合事務局・大阪航空局)
- H27福岡：福岡空港滑走路増設事業に係る環境影響評価書(平成27年10月、国土交通省九州地方整備局・大阪航空局)
- R1成田：成田空港の更なる機能強化環境影響評価書(令和元年9月、成田国際空港株式会社)
- R5北九州：北九州空港滑走路延長事業に係る環境影響評価書(令和5年6月、国土交通省大阪航空局・九州地方整備局)
- R6屋久島：屋久島空港滑走路延伸事業に係る環境影響評価書(令和6年3月、鹿児島県)

表 6.1-3 (3) 環境影響評価の項目の選定及び非選定の理由

(土地又は工作物の存在及び供用)

環境影響評価の項目			選定結果	環境影響評価の項目の選定及び非選定理由	備考	
動物	重要な種及び注目すべき生息地	陸生動物	飛行場の存在	◎	飛行場の存在により、対象事業実施区域及びその周囲に生息する重要な種及び注目すべき生息地に影響を及ぼす可能性が考えられることから、その影響を評価するため選定する。	
			航空機の運航	●	航空機の年間発着回数の増加や飛行コースの変更に伴い、航空機と鳥との衝突により鳥類の重要な種に影響を及ぼす可能性が考えられることから、その影響を評価するため選定する。	参考事例 H25 那覇、H27 福岡、R1 成田、R5 北九州、R6 屋久島
		水生動物	飛行場の存在	—	飛行場の存在に伴う動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響について、新たに飛行場となる区域は全て陸域であり海域を改変することはなく、水生動物に影響を及ぼすおそれはないと考えることから、評価項目として選定しない。	
			航空機の運航 飛行場の施設の供用	○	航空機の運航及び飛行場の施設の供用に伴い、排水による水の汚れが水路及び海域に流入し、重要な水生動物及び注目すべき生息地に影響を及ぼす可能性が考えられることから、その影響を評価するため選定する。	有識者の助言及び事業特性・地域特性を踏まえ選定
植物	重要な種及び群落	陸生植物	飛行場の存在	◎	飛行場の存在により、対象事業実施区域及びその周囲に生育する重要な種及び群落に影響を及ぼす可能性が考えられることから、その影響を評価するため選定する。	
		水生植物	飛行場の存在	—	飛行場の存在に伴う植物の重要な種及び群落への影響について、新たに飛行場となる区域は全て陸域であり海域を改変することはなく、水生植物に影響を及ぼすおそれはないと考えることから、評価項目として選定しない。	
			航空機の運航 飛行場の施設の供用	○	航空機の運航及び飛行場の施設の供用に伴い、排水による水の汚れが水路及び海域に流入し、重要な水生植物及び群落に影響を及ぼす可能性が考えられることから、その影響を評価するため選定する。	有識者の助言及び事業特性・地域特性を踏まえ選定

注) 選定結果欄の記号は以下のとおり。

- ◎印：主務省令による参考項目を基に選定した項目
- 印：他空港の環境影響評価書を参考に選定した項目
- 印：有識者の助言及び事業特性・地域特性を踏まえ選定した項目を示す。
- 印：主務省令に基づく参考項目のうち選定しなかった項目

備考欄の参考事例は以下のとおり。

- H25那覇：那覇空港滑走路増設事業に係る環境影響評価書(平成25年9月、内閣府沖縄総合事務局・大阪航空局)
- H27福岡：福岡空港滑走路増設事業に係る環境影響評価書(平成27年10月、国土交通省九州地方整備局・大阪航空局)
- R1成田：成田空港の更なる機能強化環境影響評価書(令和元年9月、成田国際空港株式会社)
- R5北九州：北九州空港滑走路延長事業に係る環境影響評価書(令和5年6月、国土交通省大阪航空局・九州地方整備局)
- R6屋久島：屋久島空港滑走路延伸事業に係る環境影響評価書(令和6年3月、鹿児島県)

表 6.1-3 (4) 環境影響評価の項目の選定及び非選定の理由

(土地又は工作物の存在及び供用)

環境影響評価の項目		選定結果	環境影響評価の項目の選定及び非選定理由	備考
環境要素の区分	影響要因の区分			
生態系	地域を特徴づける生態系	飛行場の存在	◎	飛行場の存在により、対象事業実施区域及びその周囲に成立する地域を特徴づける生態系に影響を及ぼす可能性が考えられることから、その影響を評価するため選定する。
		航空機の運航 飛行場の施設の供用	●	航空機の年間発着回数の増加や飛行コースの変更に伴う航空機と鳥との衝突及び汚濁物質（水の汚れ）により対象事業実施区域及びその周囲に成立する地域を特徴づける生態系に影響を及ぼす可能性が考えられることから、その影響を評価するため選定する。
景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	飛行場の存在	—	飛行場の存在に伴う景観への影響について、本事業は干拓地で滑走路の延長等を行う事業であり、主要な眺望点、主要な景観資源を改変することはない。また、本事業では新たな建屋等を建設することはないため、眺望景観を阻害することはないことから、評価項目として選定しない。
人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	飛行場の存在	◎	飛行場の存在により、対象事業実施区域の周囲に存在する主要な人と自然との触れ合いの活動の場に影響を及ぼす可能性が考えられることから、その影響を評価するため選定する。
温室効果ガス等	二酸化炭素	航空機の運航	●	航空機の運航及び飛行場の施設の供用により、二酸化炭素の排出が考えられることから、その影響を評価するため選定する。
		飛行場の施設の供用	●	
	その他の温室効果ガス等	航空機の運航	●	航空機の運航及び飛行場の施設の供用により、メタン及び一酸化二窒素等の排出が考えられることから、その影響を評価するため選定する。
		飛行場の施設の供用	●	

注) 選定結果欄の記号は以下のとおり。

- ◎印：主務省令による参考項目を基に選定した項目
- 印：他空港の環境影響評価書を参考に選定した項目
- 印：有識者の助言及び事業特性・地域特性を踏まえ選定した項目を示す。
- 印：主務省令に基づく参考項目のうち選定しなかった項目

備考欄の参考事例は以下のとおり。

- H25那覇：那覇空港滑走路増設事業に係る環境影響評価書(平成25年9月、内閣府沖縄総合事務局・大阪航空局)
- H27福岡：福岡空港滑走路増設事業に係る環境影響評価書(平成27年10月、国土交通省九州地方整備局・大阪航空局)
- R1成田：成田空港の更なる機能強化環境影響評価書(令和元年9月、成田国際空港株式会社)
- R5北九州：北九州空港滑走路延長事業に係る環境影響評価書(令和5年6月、国土交通省大阪航空局・九州地方整備局)
- R6屋久島：屋久島空港滑走路延伸事業に係る環境影響評価書(令和6年3月、鹿児島県)

6.2 調査、予測及び評価の手法

6.2.1 大気質

大気質に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由については、表 6.2-1～表 6.2-10 に示すとおりである。

表 6.2-1 (1) 大気質（窒素酸化物：建設機械の稼働）に係る調査、予測手法等

環境影響評価の項目		調査、予測及び評価の手法		選定の理由
環境要素の区分	影響要因の区分			
窒素酸化物	建設機械の稼働	調査すべき情報	1) 二酸化窒素の濃度の状況 2) 気象の状況	工事の実施に当たっては、一般的な工法を採用し、一般的な建設機械を使用するため、主務省令に基づく参考手法を選定する。
		調査の基本的な手法	文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による方法とする。 1) 二酸化窒素の濃度の状況 [文献その他の資料調査] 各自治体による測定結果の情報の収集並びに当該情報の整理及び解析とする。 [現地調査] 「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和 53 年、環境庁告示第 38 号) に基づく二酸化窒素濃度の測定並びに測定結果の整理及び解析とする。 2) 気象の状況 [文献その他の資料調査] 気象庁データ等による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析とする。 [現地調査] 「地上気象観測指針」(平成 14 年、気象庁) 等に基づく風向・風速の測定並びに測定結果の整理及び解析とする。	
		調査地域	建設機械の稼働による窒素酸化物の影響を受けるおそれがあると想定される地域とし、窒素酸化物の拡散の特性を踏まえ、対象事業実施区域及び近隣住居地区周辺を包含する範囲とする。	
		調査地点	調査地域における窒素酸化物の影響を予測及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とする。 1) 二酸化窒素の濃度の状況 [文献その他の資料調査] 一般環境大気測定局 3 地点(佐賀、白石、柳川)とする。 [現地調査] 佐賀空港公園南とする。 2) 気象の状況 [文献その他の資料調査] 風向、風速：佐賀航空気象観測所とする。 [現地調査] 風向、風速：佐賀空港公園南とする。	
	調査期間等	調査地域における窒素酸化物に係る環境影響を予測及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期とする。 1) 二酸化窒素の濃度の状況 [文献その他の資料調査] 至近の10年間とする。 [現地調査] 年4回(春季、夏季、秋季、冬季)各7日間とする。 2) 気象の状況 [文献その他の資料調査] 至近の情報とする。(※異常年検定：至近の10年間) [現地調査] 年4回(春季、夏季、秋季、冬季)各7日間とする。	[図 6.2-1]	

表 6.2-1 (2) 大気質（窒素酸化物：建設機械の稼働）に係る調査、予測手法等

環境影響評価の項目 環境要素 の区分	影響要因 の区分	調査、予測及び評価の手法		選定の理由
窒素 酸化物	建設機 械の稼 働	予測の基 本的な手 法	本事業で稼働する建設機械を対象とし、施工計画に基づく建設機械の稼働の程度等から二酸化窒素排出量を想定して大気の拡散式（プルーム式及びパフ式）を用いた計算により影響の程度を把握する方法、又は事例の引用による方法とする。 環境保全措置は、可能なものは予測に反映するとともに、予測への反映が困難なものは別途記載して評価において考慮する。	工事の実施に当たっては、一般的な工法を採用し、一般的な建設機械を使用するため、主務省令に基づく参考手法を選定する。
		予測地域	建設機械の稼働により窒素酸化物の影響を受けるおそれがある地域とし、調査地域と同じとする。	
		予測地点	窒素酸化物の拡散の特性を踏まえ、予測地域における窒素酸化物に係る環境影響を的確に把握できる地点とする。	
		予測対象 時期等	稼働台数が最大になる等、建設機械の稼働による窒素酸化物の影響が最大となる時期とする。	
		評価の手 法	<p>[環境影響の回避、低減に係る評価]</p> <p>調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討結果を踏まえ、環境要素に及ぶおそれがある影響が、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減され、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて評価する。</p> <p>[基準又は目標との整合性]</p> <p>「二酸化窒素に係る環境基準について」と予測結果を比較することにより、環境の保全に係る基準又は目標との整合性が図られているかについて評価する。</p>	

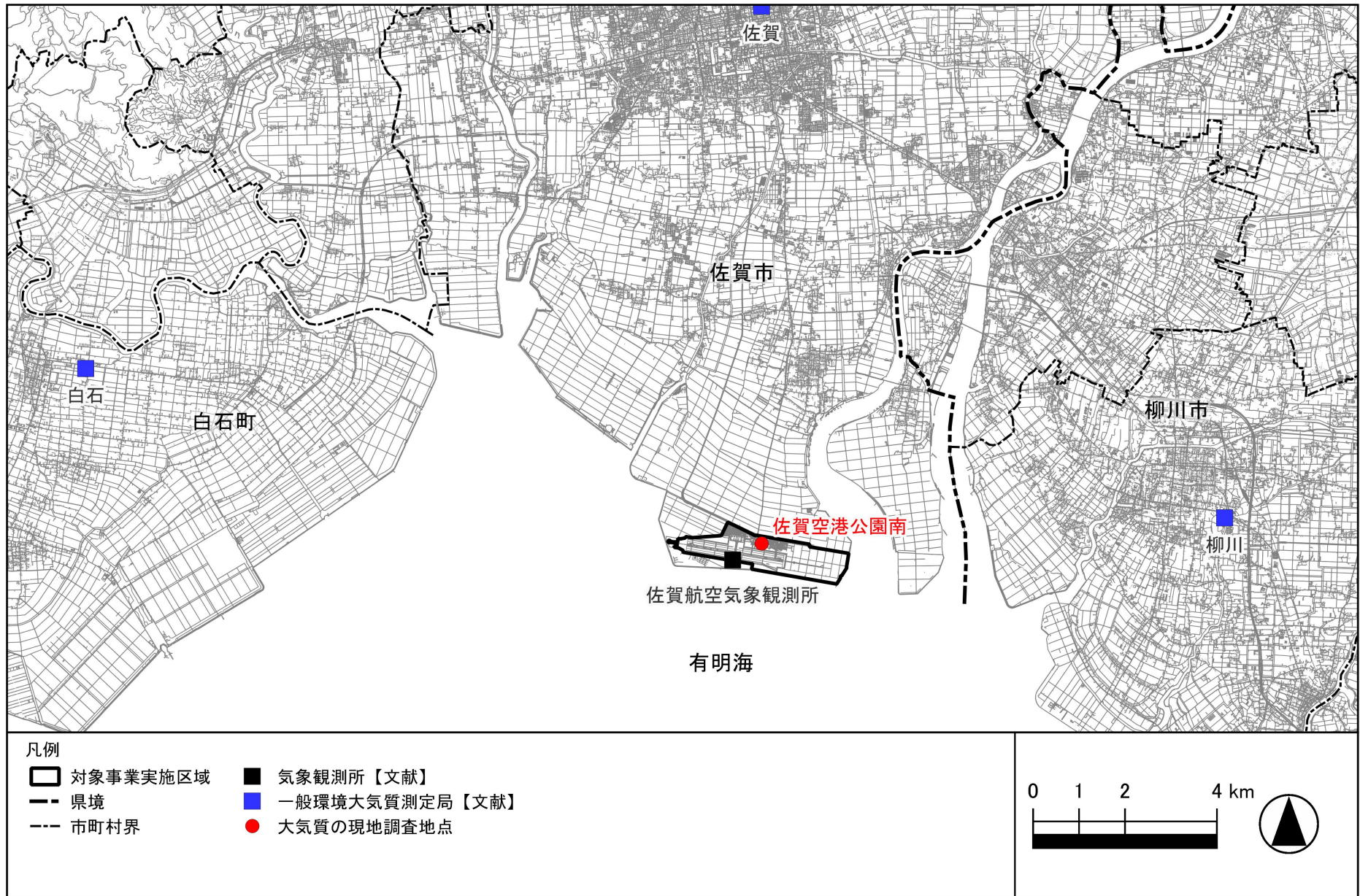


図 6.2-1 大気質（窒素酸化物：建設機械の稼働）に係る調査地点位置図

表 6.2-2 (1) 大気質（窒素酸化物：資材等運搬車両の運行）に係る調査、予測手法等

環境影響評価の項目 環境要素 の区分	影響要因 の区分	調査、予測及び評価の手法		選定の理由
窒素 酸化物	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	調査すべき情報	1) 二酸化窒素の濃度の状況 2) 気象の状況 3) 道路の状況 4) その他（交通量の状況）	工事の実施に当たっては、資材及び機械の運搬には一般的な車両を使用するため、主務省令に基づく参考手法を選定する。
		調査の基本的な手法	文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による方法とする。 1) 二酸化窒素の濃度の状況 [文献その他の資料調査] 各自治体による測定結果の情報の収集並びに当該情報の整理及び解析とする。 [現地調査] 「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年、環境庁告示第38号）に基づく二酸化窒素の濃度の測定並びに測定結果の整理及び解析とする。 2) 気象の状況 [文献その他の資料調査] 気象庁データ等による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析とする。 [現地調査] 「地上気象観測指針」（平成14年、気象庁）等に基づく風向・風速の測定並びに測定結果の整理及び解析とする。 3) 道路の状況 [現地調査] 目視により、道路断面構造、法定速度、沿道の利用状況を確認する。 4) その他（交通量の状況） [現地調査] 二酸化窒素の濃度の状況の現地調査時に、車種別、上下線方向別に毎時間の交通量及び平均走行速度を計測する方法とする。	
	調査地域	資材等運搬車両の運行による窒素酸化物の影響を受けるおそれがある地域とし、窒素酸化物の拡散の特性を踏まえ、資材等運搬車両の運行ルートとして想定される道路沿道とする。	【図 6.2-2】	
	調査地点	調査地域における窒素酸化物の影響を予測及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とする。現地調査地点は、資材等運搬車両の走行が想定される空港アクセス道路を考慮し、設定した。 1) 二酸化窒素の濃度の状況 [文献その他の資料調査] 自動車排出ガス測定局1地点（兵庫測定局）とする。 [現地調査] 対象事業実施区域周辺の2地点とする。 2) 気象の状況 [文献その他の資料調査] 風向、風速：一般環境大気測定局1地点（佐賀）及び佐賀航空気象観測所とする。 [現地調査] 風向、風速：対象事業実施区域周辺の2地点とする。 3) 道路の状況 [現地調査] 対象事業実施区域周辺の2地点とする。 4) その他（交通量の状況） [現地調査] 対象事業実施区域周辺の2地点とする。		
	調査期間等	調査地域における窒素酸化物に係る環境影響を予測及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期とする。 1) 二酸化窒素の濃度の状況 [文献その他の資料調査] 至近の10年間とする。 [現地調査] 年4回（春季、夏季、秋季、冬季）、各7日間とする。 2) 気象の状況 [文献その他の資料調査] 至近の情報とする。（※異常年検定：至近の10年間） [現地調査] 年4回（春季、夏季、秋季、冬季）、各7日間とする。 3) 道路の状況 [現地調査] 1)の現地調査の実施期間のうち、任意の時期とする。 4) その他（交通量の状況） [現地調査] 1)の現地調査の実施期間のうち、平日休日各1日間(24時間)とする。		

表 6.2-2 (2) 大気質（窒素酸化物：資材等運搬車両の運行）に係る調査、予測手法等

環境影響評価の項目 環境要素 の区分	影響要因 の区分	調査、予測及び評価の手法		選定の理由
窒素 酸化物	資材及 び機械 の運搬 に用い る車両 の運行	予測の基 本的な手 法	本事業で運行する資材等運搬車両を対象とし、施工計画に基づく資材等運搬車両の運行の程度等から窒素酸化物排出量を想定して大気の拡散式（ブルーム式及びパフ式）を用いた計算により影響の程度を把握する方法、又は事例の引用による方法とする。環境保全措置は、可能なものは予測に反映するとともに、予測への反映が困難なものは別途記載して評価において考慮する。	工事の実施に当たっては、資材及び機械の運搬には一般的な車両を使用するため、主務省令に基づく参考手法を選定する。
		予測地域	資材等運搬車両の運行による窒素酸化物の影響を受けるおそれがあると認められる地域とし、調査地域と同じとする。	
		予測地点	窒素酸化物の拡散の特性を踏まえ、予測地域における窒素酸化物に係る環境影響を的確に把握できる地点とする。	
		予測対象 時期等	運行台数が最大になる等、資材等運搬車両の運行による窒素酸化物の影響が最大となる時期とする。	
	評価の手 法	<p>[環境影響の回避、低減に係る評価] 調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討結果を踏まえ、環境要素に及ぶおそれがある影響が、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減され、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて評価する。</p> <p>[基準又は目標との整合性] 「二酸化窒素に係る環境基準について」と予測結果を比較することにより、環境の保全に係る基準又は目標との整合性が図られているかどうかについて評価する。</p>		主務省令に基づき選定する。

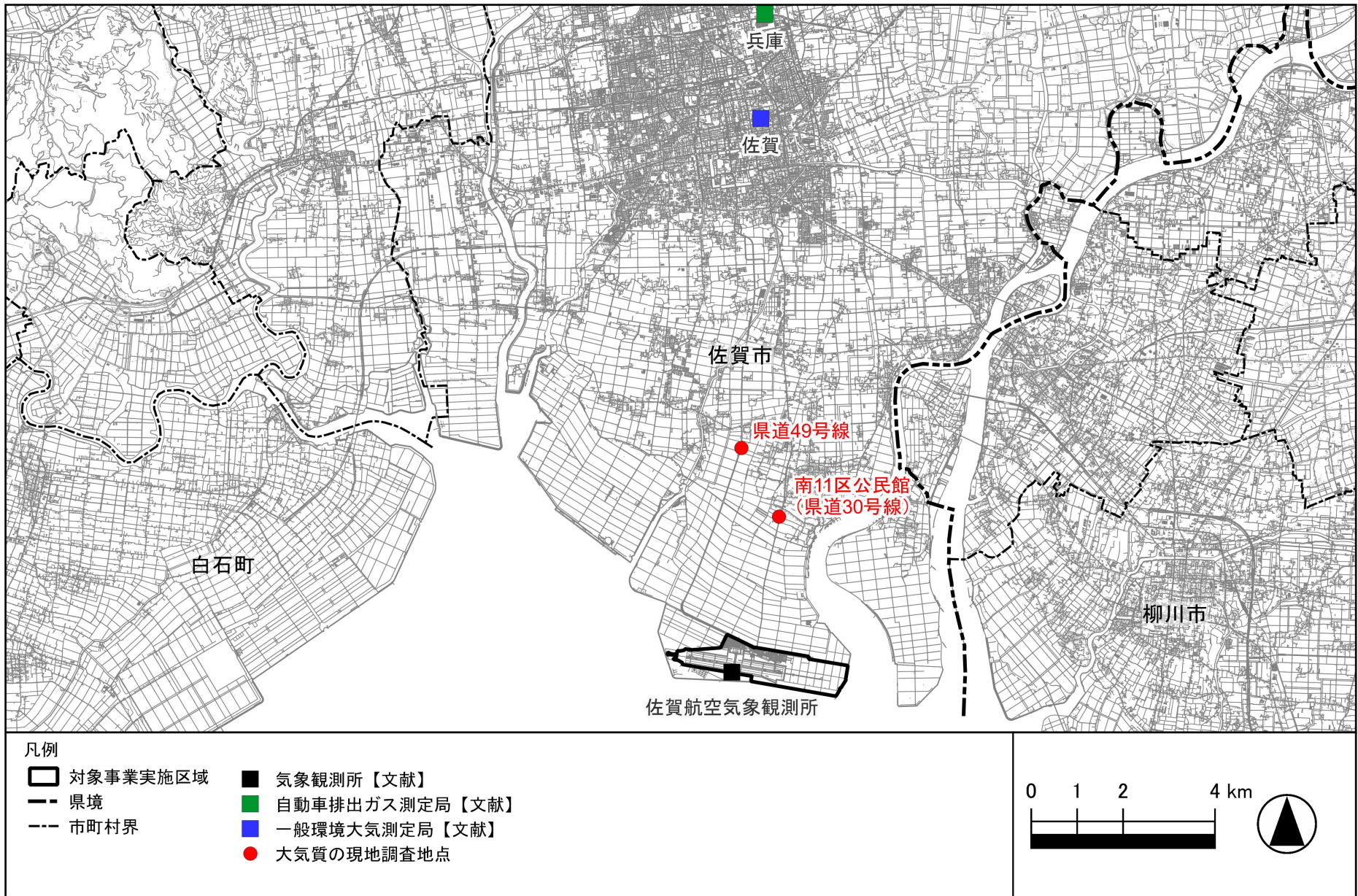


図 6.2-2 大気質（窒素酸化物：資材等運搬車両の運行）に係る調査地点位置図

表 6.2-3 大気質（窒素酸化物：航空機の運航）に係る調査、予測手法等

環境影響評価の項目 環境要素 の区分	影響要因 の区分	調査、予測及び評価の手法		選定の理由	
窒素 酸化物	航空機 の運航	調査すべき情報	1) 二酸化窒素の濃度の状況 2) 気象の状況	当該飛行場の利用を予定する航空機については、一般的な運航が行われるため、主務省令に基づく参考手法を選定する。	
		調査の基本的な手法	文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による方法とする。 1) 二酸化窒素の濃度の状況 [文献その他の資料調査] 各自治体による測定結果の情報の収集並びに当該情報の整理及び解析とする。 [現地調査] 「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年環境庁告示第38号）に基づく二酸化窒素の濃度の測定並びに測定結果の整理及び解析とする。 2) 気象の状況 [文献その他の資料調査] 気象庁データ等による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析とする。 [現地調査] 「地上気象観測指針」（平成14年、気象庁）等に基づく風向・風速の測定並びに測定結果の整理及び解析とする。		
		調査地域	航空機の運航による窒素酸化物の影響を受けるおそれがある地域とし、飛行ルート等の影響要因及び窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて、対象事業実施区域及び住居地区周辺を包含する範囲とする。		
		調査地点	調査地域における窒素酸化物の影響を予測及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とする。現地調査地点は、現在の航空機の運航による影響を把握できるよう設定した。 1) 二酸化窒素の濃度の状況 [文献その他の資料調査] 一般環境大気測定局3地点（佐賀、白石、柳川）及び佐賀空港公園北とする。 [現地調査] 対象事業実施区域周辺の4地点とする。 2) 気象の状況 [文献その他の資料調査] 風向、風速：佐賀航空気象観測所とする。 [現地調査] 風向、風速：対象事業実施区域周辺の4地点とする。		【図 6.2-3】
		調査期間等	調査地域における窒素酸化物に係る環境影響を予測及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期とする。 1) 二酸化窒素の濃度の状況 [文献その他の資料調査] 至近の10年間とする。 [現地調査] 年4回（春季、夏季、秋季、冬季）、各7日間とする。 2) 気象の状況 [文献その他の資料調査] 至近の情報とする。（※異常年検定：至近の10年間） [現地調査] 年4回（春季、夏季、秋季、冬季）、各7日間とする。		
		予測の基本的な手法	航空機の飛行及び地上走行、駐機中に稼働するAPU（補助動力装置）、GSE車両等の走行、空港施設での燃料の燃焼を対象とし、現況及び将来の航空機の発着回数及び飛行経路、GSE車両の台数及び走行経路、空港施設の稼働の程度等から航空機の運航等による窒素酸化物排出量を想定して大気の拡散式（ブルーム式及びパフ式）を用いた計算により影響の程度を把握する方法、又は事例の引用による方法とする。環境保全措置は、可能なものは予測に反映するとともに、予測への反映が困難なものは別途記載して評価において考慮する。		
		予測地域	航空機の運航により窒素酸化物の影響を受けるおそれがある地域とし、調査地域と同じとする。		
		予測地点	窒素酸化物の拡散の特性を踏まえ、予測地域における窒素酸化物に係る環境影響を的確に把握できる地点とする。		
		予測対象時期等	航空機の発着回数が最大となり、航空機の運航による窒素酸化物の影響が最大となると見込まれる時期とする。		
		評価の手法	[環境影響の回避、低減に係る評価] 調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討結果を踏まえ、環境要素に及ぶおそれがある影響が、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減され、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて評価する。 [基準又は目標との整合性] 「二酸化窒素に係る環境基準について」と予測結果を比較することにより、環境の保全に係る基準又は目標との整合性が図られているかについて評価する。		主務省令に基づき選定する。

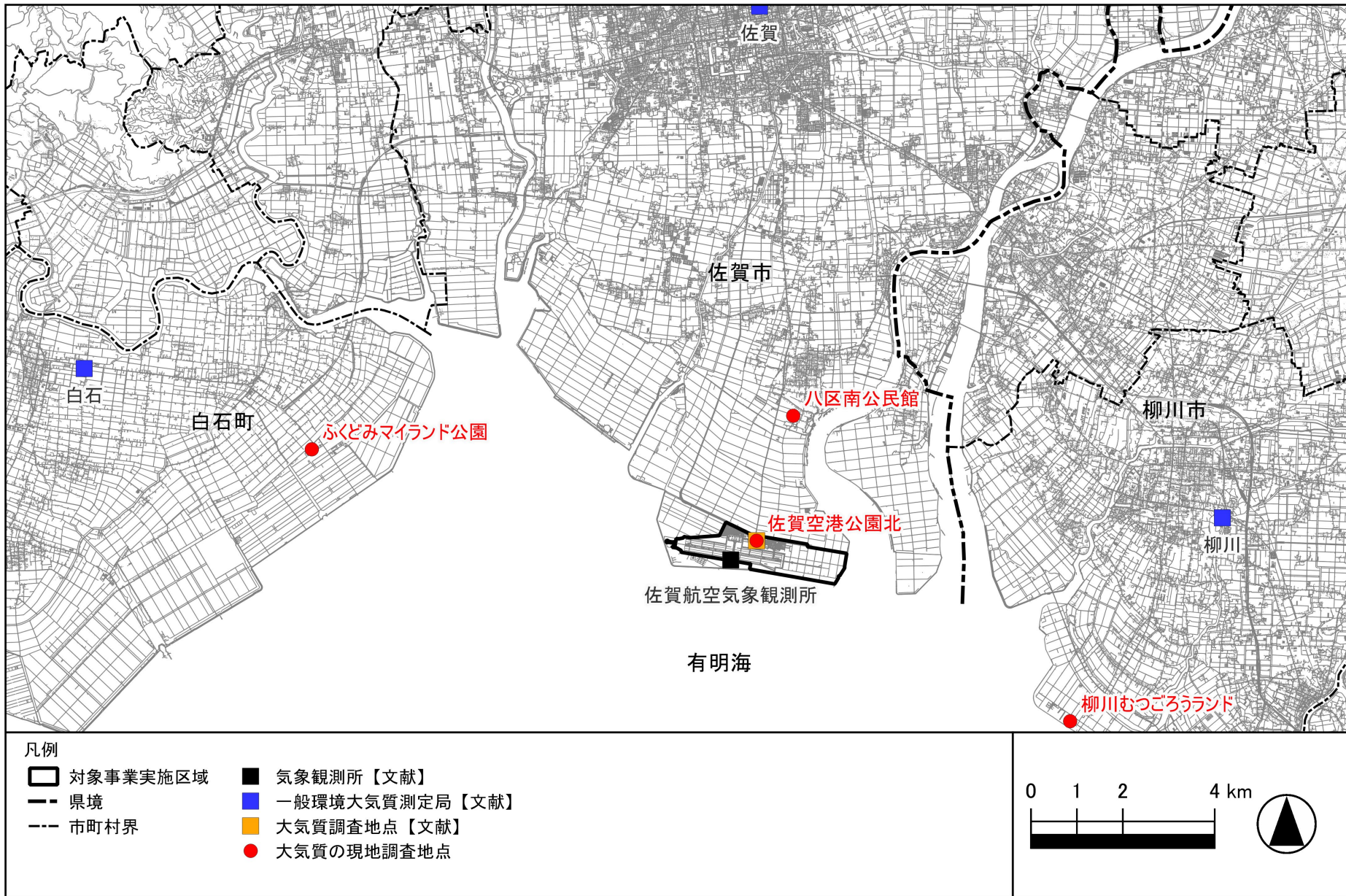


図 6.2-3 大気質（窒素酸化物：航空機の運航）に係る調査地点位置図

表 6.2-4 (1) 大気質（窒素酸化物：飛行場の施設の供用）に係る調査、予測手法等

環境影響評価の項目 環境要素 の区分	影響要因 の区分	調査、予測及び評価の手法		選定の理由	
窒素 酸化物	飛行場 の施設 の供用	調査すべき情報	1) 二酸化窒素の濃度の状況 2) 気象の状況 3) 道路の状況 4) その他（交通量の状況）	飛行場を利用する車両は一般的な車両であるため、標準的な手法を選定する。	
		調査の基本的な手法	文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による方法とする。 1) 二酸化窒素の濃度の状況 [文献その他の資料調査] 各自治体による測定結果の情報の収集並びに当該情報の整理及び解析とする。 [現地調査] 「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年環境庁告示第38号）に基づく二酸化窒素の濃度の測定並びに測定結果の整理及び解析とする。 2) 気象の状況 [文献その他の資料調査] 気象庁データ等による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析とする。 [現地調査] 「地上気象観測指針」（平成14年、気象庁）等に基づく風向・風速の測定並びに測定結果の整理及び解析とする。 3) 道路の状況 [現地調査] 目視により、道路断面構造、法定速度、沿道の利用状況を確認する。 4) その他（交通量の状況） [現地調査] 二酸化窒素の濃度の状況の現地調査時に、車種別、上下線方向別に毎時間の交通量及び平均走行速度を計測する方法とする。		
		調査地域	飛行場を利用する車両のアクセス道路走行による窒素酸化物の影響を受けるおそれがある地域とし、窒素酸化物の拡散の特性を踏まえ、飛行場を利用する車両の走行ルートとして想定される道路沿道とする。		
		調査地点	調査地域における窒素酸化物の影響を予測及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とする。現地調査地点は、飛行場を利用する車両の走行が想定される空港アクセス道路を考慮し、設定した。 1) 二酸化窒素の濃度の状況 [文献その他の資料調査] 自動車排出ガス測定局1地点（兵庫測定局）とする。 [現地調査] 対象事業実施区域周辺の2地点とする。 2) 気象の状況 [文献その他の資料調査] 風向、風速：一般環境大気測定局1地点（佐賀）及び佐賀航空気象観測所とする。 [現地調査] 風向、風速：対象事業実施区域周辺の2地点とする。 3) 道路の状況 [現地調査] 対象事業実施区域周辺の2地点とする。 4) その他（交通量の状況） [現地調査] 対象事業実施区域周辺の2地点とする。		【図 6.2-4】
		調査期間等	調査地域における窒素酸化物に係る環境影響を予測及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期とする。 1) 二酸化窒素の濃度の状況 [文献その他の資料調査] 至近の10年間とする。 [現地調査] 年4回（春季、夏季、秋季、冬季）、各7日間とする。 2) 気象の状況 [文献その他の資料調査] 至近の情報とする。（※異常年検定：至近の10年間） [現地調査] 年4回（春季、夏季、秋季、冬季）、各7日間とする。 3) 道路の状況 [現地調査] 1)の現地調査の実施期間のうち、任意の時期とする 4) その他（交通量の状況） [現地調査] 1)の現地調査の実施期間のうち、平日・休日各1日間(24時間)とする。		

表 6.2-4 (2) 大気質（窒素酸化物：飛行場の施設の供用）に係る調査、予測手法等

環境影響評価の項目 環境要素 の区分	影響要因 の区分	調査、予測及び評価の手法		選定の理由
窒素 酸化物	飛行場 の施設 の供用	予測の基 本的な手 法	飛行場を利用する車両を対象とし、航空機の発着回数等に基づき設定する飛行場を利用する車両の走行の程度から窒素酸化物排出量を想定して大気の拡散式（ブルーム式及びパフ式）を用いた計算により影響の程度を把握する方法、又は事例の引用による方法とする。 環境保全措置は、可能なものは予測に反映するとともに、予測への反映が困難なものは別途記載して評価において考慮する。	飛行場を利用する車両は一般的な車両であるため、標準的な手法を選定する。
		予測地域	飛行場を利用する車両のアクセス道路走行による窒素酸化物の影響を受けるおそれがあると認められる地域とし、調査地域と同じとする。	
		予測地点	窒素酸化物の拡散の特性を踏まえ、予測地域における窒素酸化物に係る環境影響を的確に把握できる地点とする。	
		予測対象 時期等	航空機の発着回数が最大となり、飛行場を利用する車両による窒素酸化物の影響が最大となると見込まれる時期とする。	
	評価の手 法	[環境影響の回避、低減に係る評価] 調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討結果を踏まえ、環境要素に及ぶおそれがある影響が、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減され、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて評価する。 [基準又は目標との整合性] 「二酸化窒素に係る環境基準について」と予測結果を比較することにより、環境の保全に係る基準又は目標との整合性が図られているかどうかについて評価する。	主務省令に基づき選定する。	

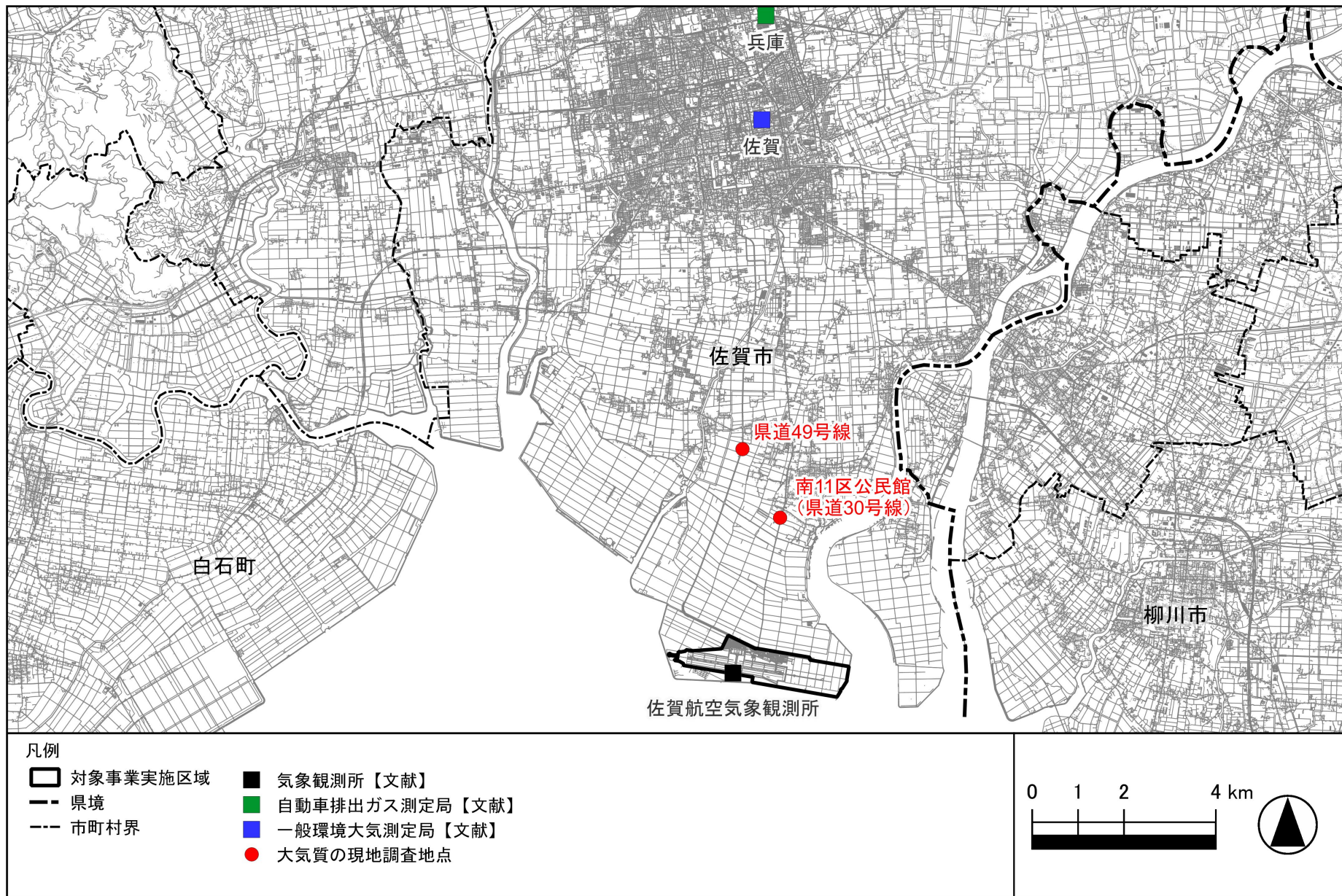


図 6.2-4 大気質（窒素酸化物：飛行場の施設の供用）に係る調査地点位置図

表 6.2-5 大気質（粉じん等：造成等の一時的影響、建設機械の稼働）に係る調査、予測手法等

環境影響評価の項目 環境要素 の区分	影響要因 の区分	調査、予測及び評価の手法		選定の理由
粉じん 等	造成等 の施工 による 一時的 な影響 及び建 設機械 の稼働	調査すべ き情報	1) 降下ばいじん量の状況 2) 気象の状況	工事の実施に当たっては、一般的な工法の採用及び一般的な建設機械を使用するため、主務省令に基づく参考手法を選定する。 【図 6.2-5】
	調査の基 本的な手 法	文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による方法とする。 1) 降下ばいじん量の状況 [現地調査] ダストジャーによる試料の捕集及び分析による方法とする。 2) 気象の状況 [文献その他の資料調査] 気象庁データ等による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析とする。 [現地調査] 「地上気象観測指針」（平成14年、気象庁）等に基づく風向・風速の測定並びに測定結果の整理及び解析とする。		
	調査地域	造成等の施工及び建設機械の稼働による粉じん等の影響を受けるおそれがある地域とする。その地域は、影響要因及び粉じん等の拡散の特性を踏まえて、対象事業実施区域及び近隣住居地区周辺を包含する範囲とする。		
	調査地点	調査地域における粉じん等の影響を予測及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とする。 1) 降下ばいじん量の状況 [現地調査] 対象事業実施区域周辺の2地点とする。 2) 気象の状況 [文献その他の資料調査] 風向、風速：佐賀航空気象観測所とする。 [現地調査] 風向、風速：対象事業実施区域周辺の2地点とする。		
	調査期間 等	調査地域における粉じん等の影響を予測及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期とする。 1) 降下ばいじん量の状況 [現地調査] 年4回（春季、夏季、秋季、冬季）、各1ヶ月連続とする。 2) 気象の状況 [文献その他の資料調査] 至近の情報とする。（※異常年検定：至近の10年間） [現地調査] 年4回（春季、夏季、秋季、冬季）、各1ヶ月連続とする。		
	予測の基 本的な手 法	本事業で実施する造成工事及びその施工時に稼働する建設機械を対象とし、事例の解析に基づく経験式により、施工計画に基づく建設機械の稼働の程度から発生する粉じん量及び拡散の程度を計算して季節別降下ばいじん量を求める方法とする。 環境保全措置は、可能なものは予測に反映するとともに、予測への反映が困難なものは別途記載して評価において考慮する。		
	予測地域	造成等の施工及び建設機械の稼働による粉じん等の影響を受けるおそれがある地域とし、調査地域と同じとする。		
	予測地点	粉じん等の拡散の特性を踏まえ、予測地域における粉じん等に係る環境影響を的確に把握できる地点とする。		
	予測対象 時期等	稼働台数が最大になるなど、造成等の施工による一時的な影響及び建設機械の稼働による粉じん等に係る環境影響が最大となる時期とする。		
	評価の手 法	[環境影響の回避、低減に係る評価] 調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討結果を踏まえ、環境要素に及ぶおそれがある影響が、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減され、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて評価する。 [基準又は目標との整合性] 「スパイクタイヤ粉じんの発生防止に関する法律の施行について」（平成2年7月環境庁通達）に示される「スパイクタイヤ粉じんにおける生活環境の保全が必要な地域の指標」を参考として設定された降下ばいじんの参考値と予測結果との間に整合が図られているかどうかについて評価する。	主務省令に基づき選定する。	

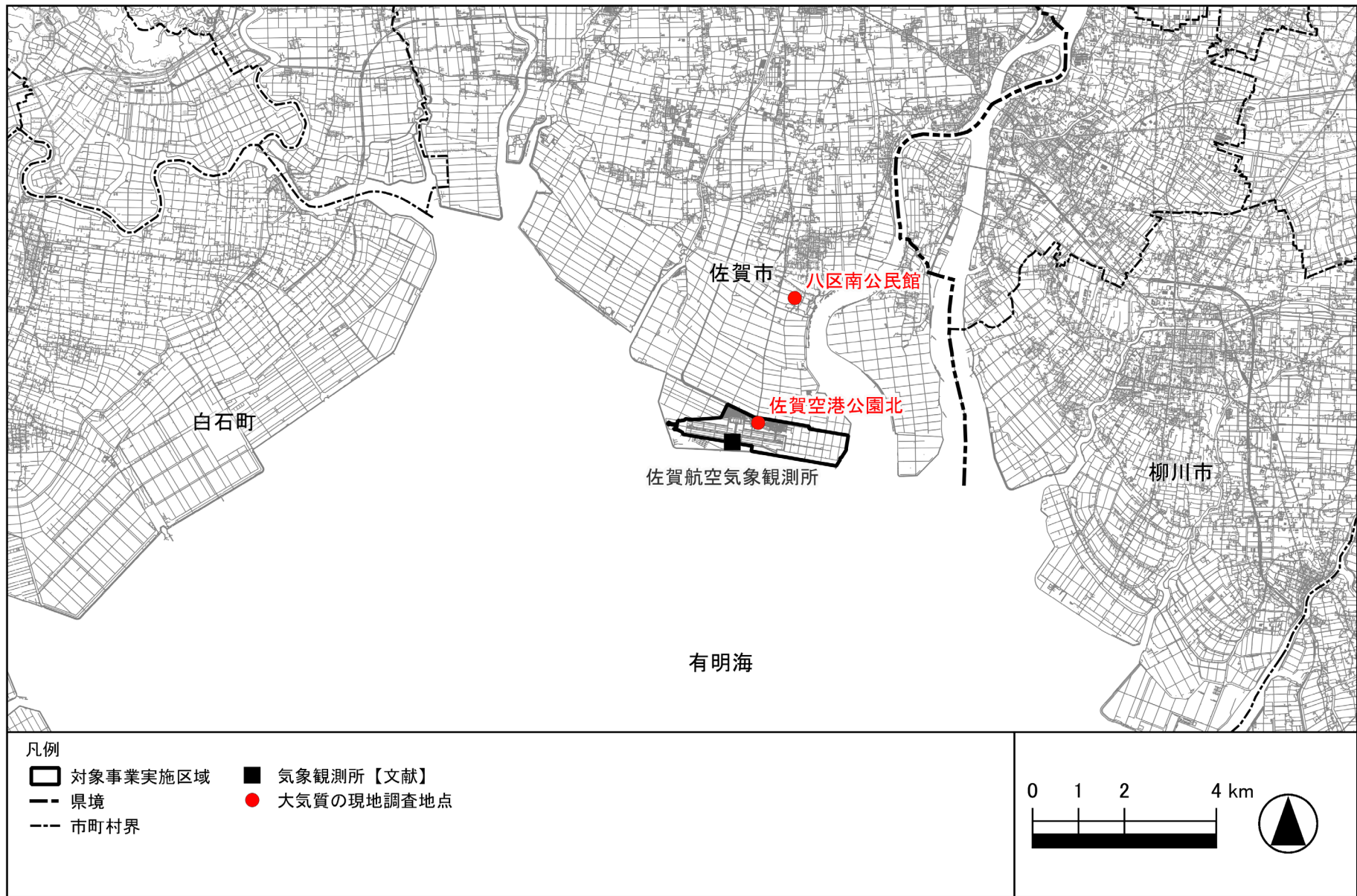


図 6.2-5 大気質（粉じん等：造成等の一時的影響、建設機械の稼働）に係る調査地点位置図

表 6.2-6 大気質（粉じん等：資材等運搬車両の運行）に係る調査、予測手法等

環境影響評価の項目 環境要素の区分	影響要因の区分	調査、予測及び評価の手法		選定の理由
粉じん等	調査すべき情報	1) 降下ばいじん量の状況 2) 気象の状況 3) 道路の状況		<p>工事の実施に当たっては、資材及び機械の運搬には一般的な車両を使用するため、主務省令に基づく参考手法を選定する。</p> <p style="text-align: right;">【図 6.2-6】</p>
	調査の基本的な手法	<p>文献その他の資料による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による方法とする。</p> <p>1) 降下ばいじん量の状況 [現地調査] ダストジャーによる試料の捕集及び分析による方法とする。</p> <p>2) 気象の状況 [文献その他の資料調査] 気象庁データ等による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析とする。 [現地調査] 「地上気象観測指針」（平成14年、気象庁）等に基づく風向・風速の測定並びに測定結果の整理及び解析とする。</p> <p>3) 道路の状況 [現地調査] 目視により、道路断面構造、法定速度、沿道の利用状況を確認する。</p>		
	調査地域	資材等運搬車両の運行による粉じん等の影響を受けるおそれがある地域とする。その地域は、粉じん等の拡散の特性を踏まえて、資材等運搬車両の走行ルートとして想定される道路沿道とする。		
	調査地点	<p>調査地域における粉じん等の影響を予測及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とする。現地調査地点は、資材等運搬車両の走行が想定される空港アクセス道路を考慮し設定した。</p> <p>1) 降下ばいじん量の状況 [現地調査] 対象事業実施区域周辺の2地点とする。</p> <p>2) 気象の状況 [文献その他の資料調査] 風向、風速：一般環境大気測定局1地点（佐賀）及び佐賀航空気象観測所とする。 [現地調査] 風向、風速：対象事業実施区域周辺の2地点とする。</p> <p>3) 道路の状況 対象事業実施区域周辺の2地点とする。</p>		
	調査期間等	<p>調査地域における粉じん等の影響を予測及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期とする。</p> <p>1) 降下ばいじん量の状況 [現地調査] 年4回（春季、夏季、秋季、冬季）、各1ヶ月連続とする。</p> <p>2) 気象の状況 [文献その他の資料調査] 至近の情報とする。（※異常年検定：至近の10年間） [現地調査] 年4回（春季、夏季、秋季、冬季）、各1ヶ月連続とする。</p> <p>3) 道路の状況 [現地調査] 任意の時期とする。</p>		
	予測の基本的な手法	<p>本事業により運行する資材等運搬車両を対象とし、事例の解析に基づく経験式により、施工計画に基づく資材等運搬車両の運行の程度から発生する粉じん量及び拡散の程度を計算して季節別降下ばいじん量を求める方法とする。</p> <p>環境保全措置は、可能なものは予測に反映するとともに、予測への反映が困難なものは別途記載して評価において考慮する。</p>		
	予測地域	資材運搬車両の運行による粉じん等の影響を受けるおそれがある地域とし、調査地域と同じとする。		
	予測地点	二酸化窒素の濃度の状況に係る現地調査地点と同じ、対象事業実施区域周辺の2地点とする。		
	予測対象時期等	運行台数が最大になる等、資材等運搬車両の運行による粉じん等に係る環境影響が最大となる時期とする。		
評価の手法	<p>[環境影響の回避、低減に係る評価] 調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討結果を踏まえ、環境要素に及ぶおそれがある影響が、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減され、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて評価する。 [基準又は目標との整合性] 「スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律の施行について」（平成2年7月環境庁通達）に示される「スパイクタイヤ粉じんにおける生活環境の保全が必要な地域の指標」を参考として設定された降下ばいじんの参考値と予測結果との間に整合が図られているかどうかについて評価する。</p>	主務省令に基づき選定する。		

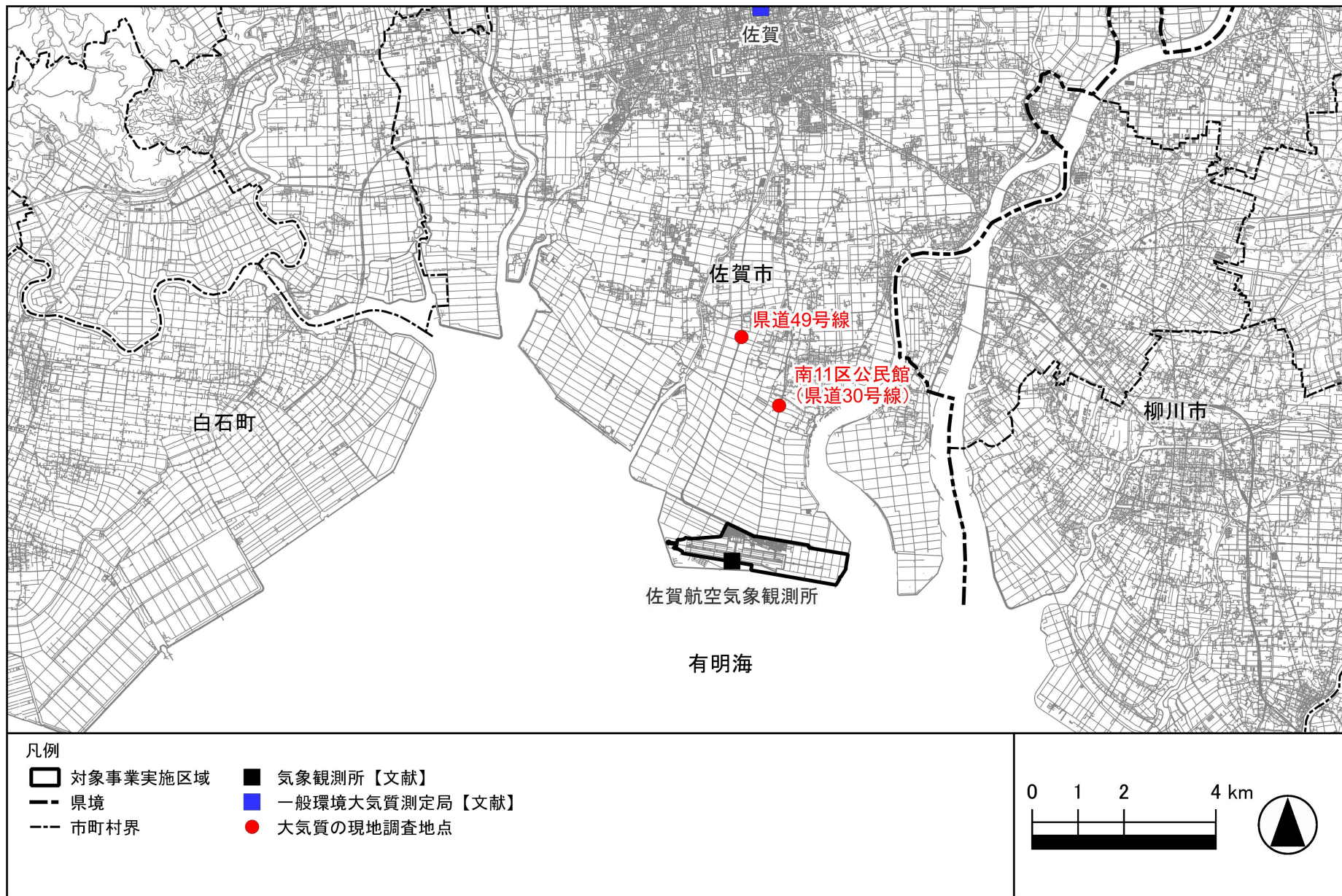


図 6.2-6 大気質（粉じん等：資材等運搬車両の運行）に係る調査地点位置図

表 6.2-7 大気質（浮遊粒子状物質：建設機械の稼働）に係る調査、予測手法等

環境影響評価の項目 環境要素 の区分	影響要因 の区分	調査、予測及び評価の手法		選定の理由
浮遊粒子状物質	建設機械の稼働	調査すべき情報	1) 浮遊粒子状物質の濃度の状況 2) 気象の状況	工事の実施に当たっては、一般的な工法を採用及び一般的な建設機械を使用するため、標準的な手法を選定する。
		調査の基本的な手法	文献その他の資料による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による方法とする。 1) 浮遊粒子状物質の濃度の状況 [文献その他の資料調査] 各自治体による測定結果の情報の収集並びに当該情報の整理及び解析とする。 [現地調査] 「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和48年、環境庁告示第25号）に基づく浮遊粒子状物質の濃度の測定並びに測定結果の整理及び解析とする。 2) 気象の状況 [文献その他の資料調査] 気象庁データ等による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析とする。 [現地調査] 「地上気象観測指針」（平成14年、気象庁）等に基づく風向・風速の測定並びに測定結果の整理及び解析とする。	
	調査地域	建設機械の稼働による浮遊粒子状物質の影響を受けるおそれがあると想定される地域とし、浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえ、対象事業実施区域及び近隣住居地区周辺を包含する範囲とする。	【図 6.2-7】	
	調査地点	調査地域における浮遊粒子状物質の影響を予測及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とする。 1) 浮遊粒子状物質の濃度の状況 [文献その他の資料調査] 一般環境大気測定局3地点（佐賀、白石、柳川）とする。 [現地調査] 佐賀空港公園南とする。 2) 気象の状況 [文献その他の資料調査] 風向、風速：佐賀航空気象観測所とする。 [現地調査] 風向、風速：佐賀空港公園南とする。		
	調査期間等	調査地域における浮遊粒子状物質に係る環境影響を予測及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期とする。 1) 浮遊粒子状物質の濃度の状況 [文献その他の資料調査] 至近の10年間とする。 [現地調査] 年4回（春季、夏季、秋季、冬季）各7日間とする。 2) 気象の状況 [文献その他の資料調査] 至近の情報とする。（※異常年検定：至近の10年間） [現地調査] 年4回（春季、夏季、秋季、冬季）各7日間とする。		
	予測の基本的な手法	本事業で稼働する建設機械を対象とし、施工計画に基づく建設機械の稼働の程度等から浮遊粒子状物質排出量を想定して大気の拡散式（ブルーム式及びパフ式）を用いた計算により影響の程度を把握する方法、又は事例の引用による方法とする。環境保全措置は、可能なものは予測に反映するとともに、予測への反映が困難なものは別途記載して評価において考慮する。		
	予測地域	建設機械の稼働により浮遊粒子状物質の影響を受けるおそれがある地域とし、調査地域と同じとする。		
	予測地点	浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえ、予測地域における浮遊粒子状物質に係る環境影響を的確に把握できる地点とする。		
	予測対象時期等	稼働台数が最大になる等、建設機械の稼働による浮遊粒子状物質の影響が最大となる時期とする。		
	評価の手法	[環境影響の回避、低減に係る評価] 調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討結果を踏まえ、環境要素に及ぶおそれがある影響が、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減され、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて評価する。 [基準又は目標との整合性] 「大気の汚染に係る環境基準について」と予測結果を比較することにより、環境の保全に係る基準又は目標との整合性が図られているかについて評価する。		

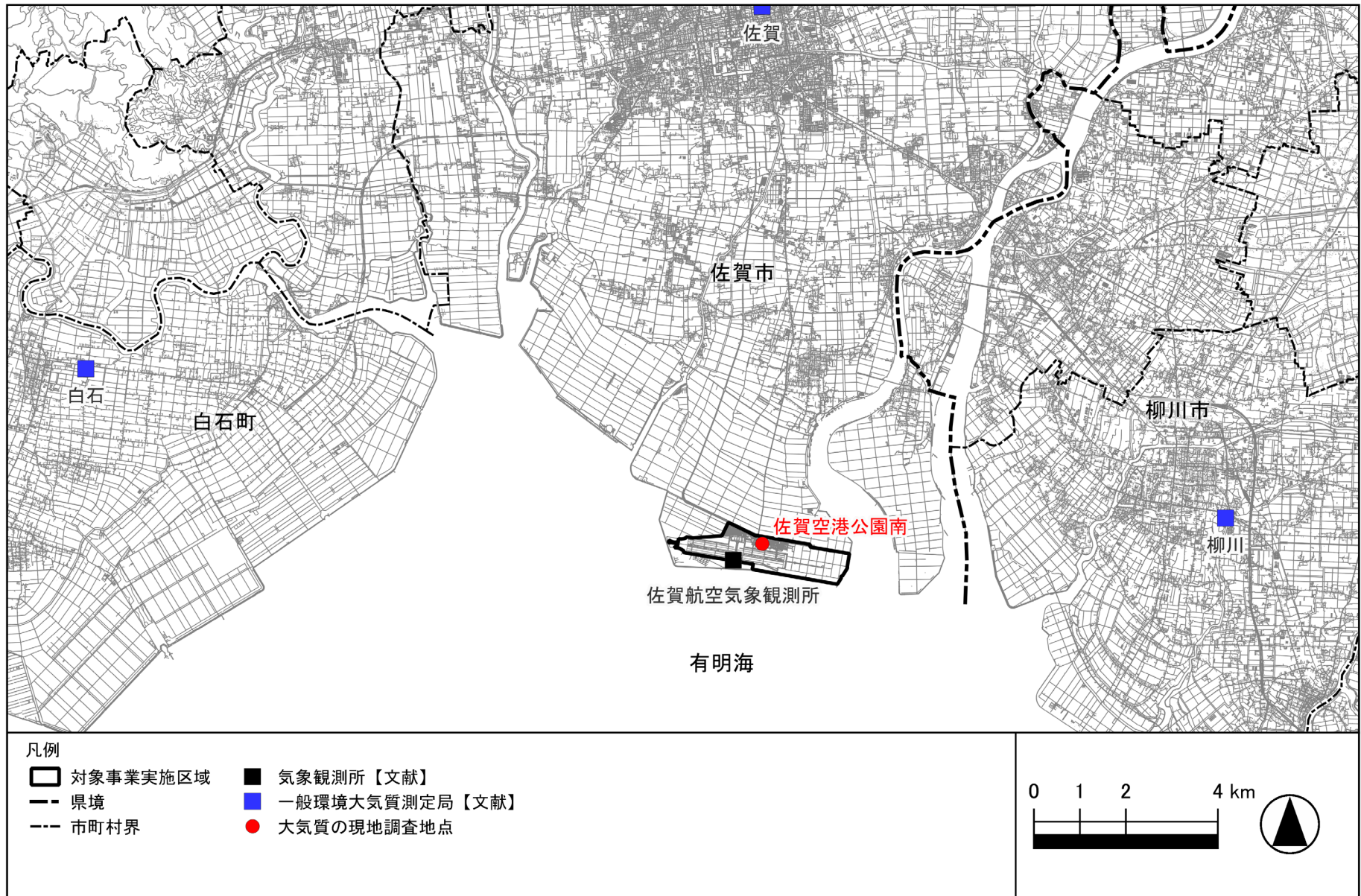


図 6.2-7 大気質（浮遊粒子状物質：建設機械の稼働）に係る調査地点位置図

表 6.2-8 (1) 大気質（浮遊粒子状物質：資材等運搬車両の運行）に係る調査、予測手法等

環境影響評価の項目 環境要素 の区分	影響要因 の区分	調査、予測及び評価の手法		選定の理由	
浮遊粒子状物質	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	調査すべき情報	1) 浮遊粒子状物質の濃度の状況 2) 気象の状況 3) 道路の状況 4) その他（交通量の状況）	工事の実施に当たっては、資材及び機械の運搬には一般的な車両を使用するため、標準的な手法を選定する。	
		調査の基本的な手法	文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による方法とする。 1) 浮遊粒子状物質の濃度の状況 [文献その他の資料調査] 各自治体による測定結果の情報の収集並びに当該情報の整理及び解析とする。 [現地調査] 「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和48年環境庁告示第25号）に基づく浮遊粒子状物質の濃度の測定並びに測定結果の整理及び解析とする。 2) 気象の状況 [文献その他の資料調査] 気象庁データ等による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析とする。 [現地調査] 「地上気象観測指針」（平成14年、気象庁）等に基づく風向・風速の測定並びに測定結果の整理及び解析とする。 3) 道路の状況 [現地調査] 現地調査での目視により、道路断面構造、法定速度、沿道の利用状況を確認する。 4) その他（交通量の状況） [現地調査] 浮遊粒子状物質の濃度の状況の現地調査時に、車種別、上下線方向別に毎時間の交通量及び平均走行速度を計測する方法とする。		
		調査地域	資材等運搬車両の運行による浮遊粒子状物質の影響を受けるおそれがある地域とし、浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえ、資材等運搬車両の運行ルートとして想定される道路沿道とする。		
		調査地点	調査地域における浮遊粒子状物質の影響を予測及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とする。現地調査地点は、資材等運搬車両の走行が想定される空港アクセス道路を考慮し、設定した。 1) 浮遊粒子状物質の濃度の状況 [文献その他の資料調査] 自動車排出ガス測定局1地点（兵庫測定局）とする。 [現地調査] 対象事業実施区域周辺の2地点とする。 2) 気象の状況 [文献その他の資料調査] 風向、風速：一般環境大気測定局1地点（佐賀）及び佐賀航空気象観測所とする。 [現地調査] 風向、風速：対象事業実施区域周辺の2地点とする。 3) 道路の状況 [現地調査] 対象事業実施区域周辺の2地点とする。 4) その他（交通量の状況） [現地調査] 対象事業実施区域周辺の2地点とする。		【図 6.2-8】
		調査期間等	調査地域における浮遊粒子状物質に係る環境影響を予測及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期とする。 1) 浮遊粒子状物質の濃度の状況 [文献その他の資料調査] 至近の10年間とする。 [現地調査] 年4回（春季、夏季、秋季、冬季）、各7日間とする。 2) 気象の状況 [文献その他の資料調査] 至近の情報とする。（※異常年検定：至近の10年間） [現地調査] 年4回（春季、夏季、秋季、冬季）、各7日間とする。 3) 道路の状況 [現地調査] 1)の現地調査の実施期間のうち、任意の時期とする。 4) その他（交通量の状況） [現地調査] 1)の現地調査の実施期間のうち、平日休日各1日間（24時間）とする。		

表 6.2-8 (2) 大気質（浮遊粒子状物質：資材等運搬車両の運行）に係る調査、予測手法等

環境影響評価の項目 環境要素 の区分	影響要因 の区分	調査、予測及び評価の手法		選定の理由
浮遊粒 子状物 質	資材及 び機械 の運搬 に用い る車両 の運行	予測の基 本的な手 法	本事業で運行する資材等運搬車両を対象とし、施工計画に基づく資材等運搬車両の運行の程度等から浮遊粒子状物質排出量を想定して大気の拡散式（ブルーム式及びパフ式）を用いた計算により影響の程度を把握する方法、又は事例の引用による方法とする。 環境保全措置は、可能なものは予測に反映するとともに、予測への反映が困難なものは別途記載して評価において考慮する。	工事の実施に当たっては、資材及び機械の運搬には一般的な車両を使用するため、標準的な手法を選定する。
		予測地域	資材等運搬車両の運行による浮遊粒子状物質の影響を受けるおそれがあると認められる地域とし、調査地域と同じとする。	
		予測地点	浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえ、予測地域における浮遊粒子状物質に係る環境影響を的確に把握できる地点とする。	
		予測対象 時期等	運行台数が最大になる等、資材等運搬車両の運行による浮遊粒子状物質の影響が最大となる時期とする。	
	評価の手 法	<p>[環境影響の回避、低減に係る評価]</p> <p>調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討結果を踏まえ、環境要素に及ぶおそれがある影響が、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減され、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて評価する。</p> <p>[基準又は目標との整合性]</p> <p>「大気汚染に係る環境基準について」と予測結果を比較することにより、環境の保全に係る基準又は目標との整合性が図られているかについて評価する。</p>		主務省令に基づき選定する。

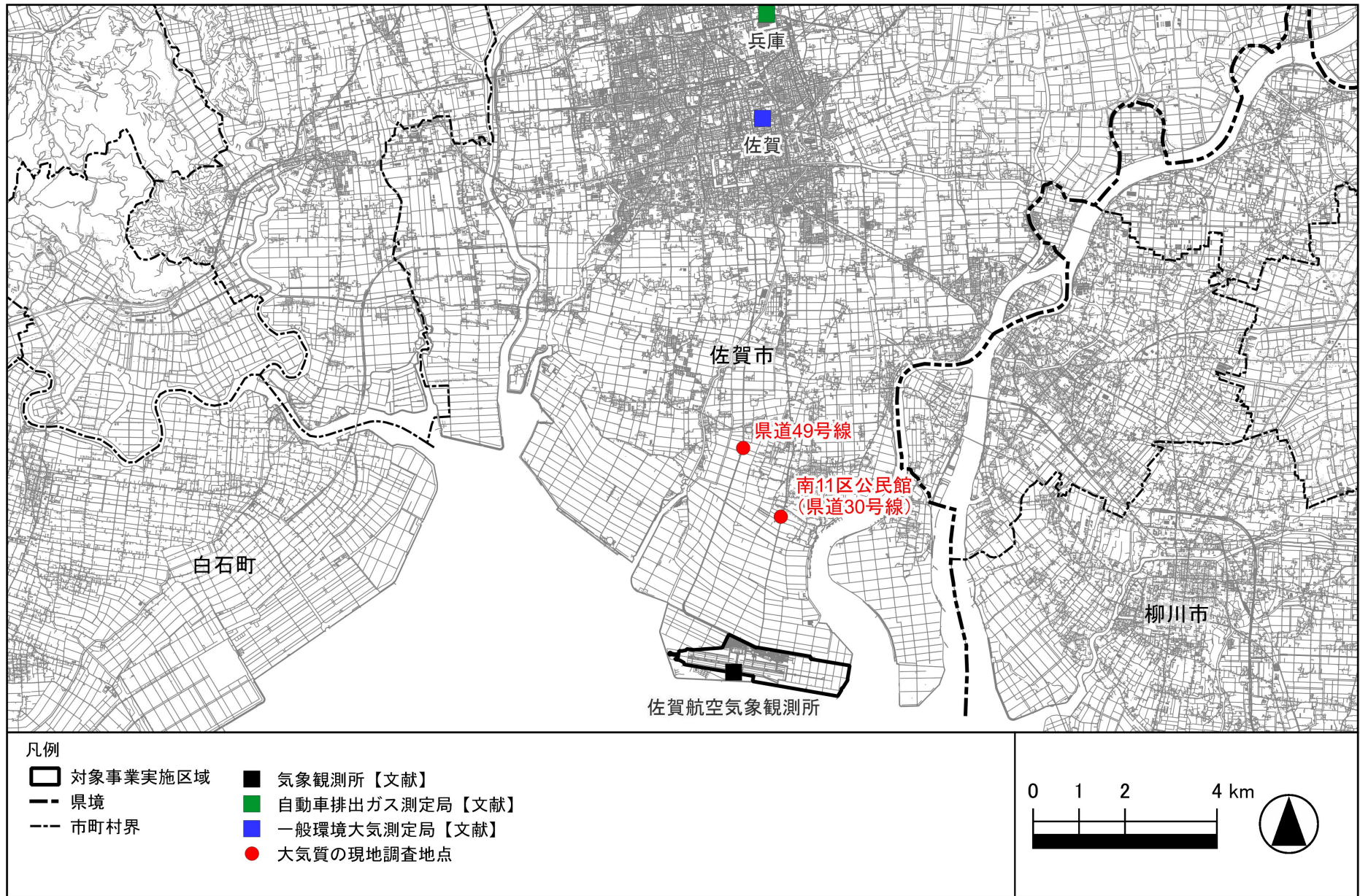


図 6.2-8 大気質（浮遊粒子状物質：資材等運搬車両の運行）に係る調査地点位置図

表 6.2-9 大気質（浮遊粒子状物質：航空機の運航）に係る調査、予測手法等

環境影響評価の項目 環境要素 の区分	影響要因 の区分	調査、予測及び評価の手法		選定の理由
浮遊粒子状物質	航空機の運航	調査すべき情報	1) 浮遊粒子状物質の濃度の状況 2) 気象の状況	当該飛行場の利用を予定する航空機については、一般的な運航が行われるため、標準的な手法を選定する。 【図 6.2-9】
		調査の基本的な手法	文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による方法とする。 1) 浮遊粒子状物質の濃度の状況 [文献その他の資料調査] 各自治体による測定結果の情報の収集並びに当該情報の整理及び解析とする。 [現地調査] 「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和48年環境庁告示第25号）に基づく浮遊粒子状物質の濃度の測定並びに測定結果の整理及び解析とする。 2) 気象の状況 [文献その他の資料調査] 気象庁データ等による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析とする。 [現地調査] 「地上気象観測指針」（平成14年、気象庁）等に基づく風向・風速の測定並びに測定結果の整理及び解析とする。	
		調査地域	航空機の運航による浮遊粒子状物質の影響を受けるおそれがある地域とし、飛行ルート等の影響要因及び浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて、対象事業実施区域及び近隣住居地区周辺を包含する範囲とする。	
		調査地点	調査地域における浮遊粒子状物質の影響を予測及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とする。現地調査地点は、現在の航空機の運航による影響を把握できるように設定した。 1) 浮遊粒子状物質の濃度の状況 [文献その他の資料調査] 一般環境大気測定局3地点（佐賀、白石、柳川）及び佐賀空港公園北とする。 [現地調査] 対象事業実施区域周辺の4地点とする。 2) 気象の状況 [文献その他の資料調査] 風向、風速：佐賀航空気象観測所とする。 [現地調査] 風向、風速：対象事業実施区域周辺の4地点とする。	
		調査期間等	調査地域における浮遊粒子状物質に係る環境影響を予測及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期とする。 1) 浮遊粒子状物質の濃度の状況 [文献その他の資料調査] 至近の10年間とする。 [現地調査] 年4回（春季、夏季、秋季、冬季）、各7日間とする。 2) 気象の状況 [文献その他の資料調査] 至近の情報とする。（※異常年検定：至近の10年間） [現地調査] 年4回（春季、夏季、秋季、冬季）、各7日間とする。	
		予測の基本的な手法	航空機の飛行及び地上走行、駐機中に稼働するAPU（補助動力装置）、GSE車両等の走行、空港施設での燃料の燃焼を対象とし、現況及び将来の航空機の発着回数及び飛行経路、GSE車両の台数及び走行経路、空港施設の稼働の程度等から航空機の運航等による浮遊粒子状物質排出量を想定して大気の拡散式（ブルーム式及びパフ式）を用いた計算により影響の程度を把握する方法、又は事例の引用による方法とする。 環境保全措置は、可能なものは予測に反映するとともに、予測への反映が困難なものは別途記載して評価において考慮する。	
		予測地域	航空機の運航により浮遊粒子状物質の影響を受けるおそれがある地域とし、調査地域と同じとする。	
		予測地点	浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえ、予測地域における浮遊粒子状物質に係る環境影響を的確に把握できる地点とする。	
		予測対象時期等	航空機の発着回数が最大となり、航空機の運航による浮遊粒子状物質の影響が最大となると見込まれる時期とする。	
		評価の手法	[環境影響の回避、低減に係る評価] 調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討結果を踏まえ、環境要素に及ぶおそれがある影響が、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減され、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて評価する。 [基準又は目標との整合性] 「大気の汚染に係る環境基準について」と予測結果を比較することにより、環境の保全に係る基準又は目標との整合性が図られているかについて評価する。	

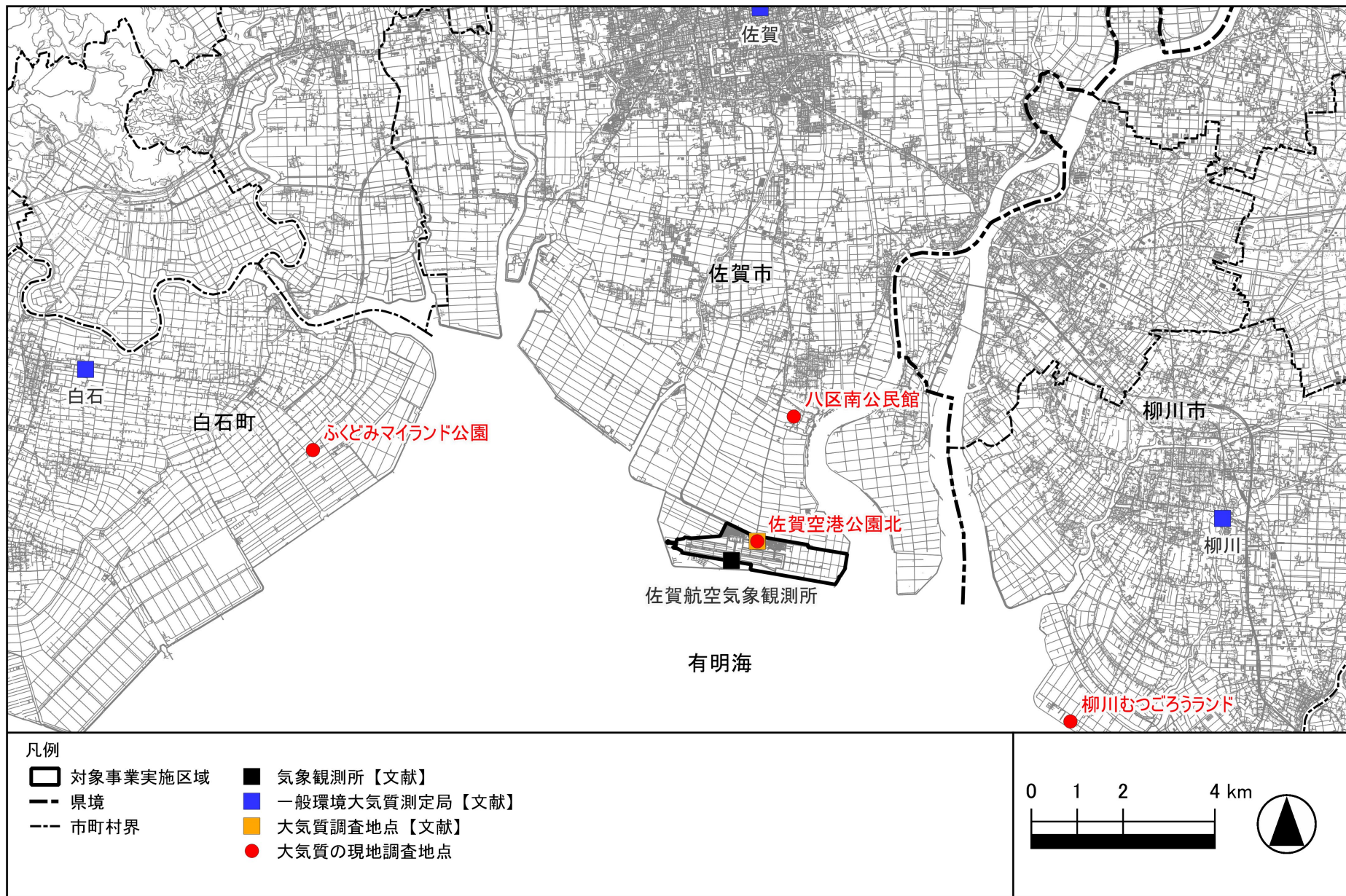


図 6.2-9 大気質（浮遊粒子状物質：航空機の運航）に係る調査地点位置図

表 6.2-10 (1) 大気質（浮遊粒子状物質：飛行場の施設の供用）に係る調査、予測手法等

環境影響評価の項目 環境要素 の区分	影響要因 の区分	調査、予測及び評価の手法	選定の理由
浮遊粒子状物質	飛行場の施設の供用	調査すべき情報 1) 浮遊粒子状物質の濃度の状況 2) 気象の状況 3) 道路の状況 4) その他（交通量の状況）	飛行場を利用する車両は一般的な車両であるため、標準的な手法を選定する。
	調査の基本的な手法	文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による方法とする。 1) 浮遊粒子状物質の濃度の状況 [文献その他の資料調査] 各自治体による測定結果の情報の収集並びに当該情報の整理及び解析とする。 [現地調査] 「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和48年、環境庁告示第25号）に基づく浮遊粒子状物質の濃度の測定並びに測定結果の整理及び解析とする。 2) 気象の状況 [文献その他の資料調査] 気象庁データ等による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析とする。 [現地調査] 「地上気象観測指針」（平成14年、気象庁）等に基づく風向・風速の測定並びに測定結果の整理及び解析とする。 3) 道路の状況 [現地調査] 現地調査での目視により、道路断面構造、法定速度、沿道の利用状況を確認する。 4) その他（交通量の状況） [現地調査] 浮遊粒子状物質の濃度の状況の現地調査時に、車種別、上下線方向別に毎時間の交通量及び平均走行速度を計測する方法とする。	
	調査地域	飛行場を利用する車両のアクセス道路走行による浮遊粒子状物質の影響を受けるおそれがある地域とし、浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえ、飛行場を利用する車両の走行ルートとして想定される道路沿道とする。	
	調査地点	調査地域における浮遊粒子状物質の影響を予測及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点とする。現地調査地点は、飛行場を利用する車両の走行が想定される空港アクセス道路を考慮し、設定した。 1) 浮遊粒子状物質の濃度の状況 [文献その他の資料調査] 自動車排出ガス測定局1地点（兵庫測定局）とする。 [現地調査] 対象事業実施区域周辺の2地点とする。 2) 気象の状況 [文献その他の資料調査] 風向、風速：一般環境大気測定局1地点（佐賀）及び佐賀航空気象観測所とする [現地調査] 風向、風速：対象事業実施区域周辺の2地点とする。 3) 道路の状況 [現地調査] 対象事業実施区域周辺の2地点とする。 4) その他（交通量の状況） [現地調査] 対象事業実施区域周辺の2地点とする。	
	調査期間等	調査地域における浮遊粒子状物質に係る環境影響を予測及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期とする。 1) 浮遊粒子状物質の濃度の状況 [文献その他の資料調査] 至近の10年間とする。 [現地調査] 年4回（春季、夏季、秋季、冬季）、各7日間とする。 2) 気象の状況 [文献その他の資料調査] 至近の情報とする。（※異常年検定：至近の10年間） [現地調査] 年4回（春季、夏季、秋季、冬季）、各7日間とする。 3) 道路の状況 [現地調査] 1)の現地調査の実施期間のうち、任意の時期とする。 4) その他（交通量の状況） [現地調査] 1)の現地調査の実施期間のうち、平日休日各1日間（24時間）とする。	

【図 6.2-10】

表 6.2-10 (2) 大気質（浮遊粒子状物質：飛行場の施設の供用）に係る調査、予測手法等

環境影響評価の項目 環境要素 の区分	影響要因 の区分	調査、予測及び評価の手法		選定の理由
浮遊粒子状物質	飛行場の施設の供用	予測の基本的な手法	飛行場を利用する車両を対象とし、航空機の発着回数等に基づき設定する飛行場を利用する車両の走行の程度から浮遊粒子状物質排出量を想定して大気の拡散式（ブルーム式及びパフ式）を用いた計算により影響の程度を把握する方法、又は事例の引用による方法とする。 環境保全措置は、可能なものは予測に反映するとともに、予測への反映が困難なものは別途記載して評価において考慮する。	飛行場を利用する車両は一般的な車両であるため、標準的な手法を選定する。
		予測地域	飛行場を利用する車両のアクセス道路走行による浮遊粒子状物質の影響を受けるおそれがあると認められる地域とし、調査地域と同じとする。	
		予測地点	浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえ、予測地域における浮遊粒子状物質に係る環境影響を的確に把握できる地点とする。	
		予測対象時期等	航空機の発着回数が最大となり、飛行場を利用する車両による浮遊粒子状物質の影響が最大となると見込まれる時期とする。	
	評価の手法	[環境影響の回避、低減に係る評価] 調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討結果を踏まえ、環境要素に及ぶおそれがある影響が、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減され、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて評価する。 [基準又は目標との整合性] 「大気の汚染に係る環境基準について」と予測結果を比較することにより、環境の保全に係る基準又は目標との整合性が図られているかについて評価する。		主務省令に基づき選定する。

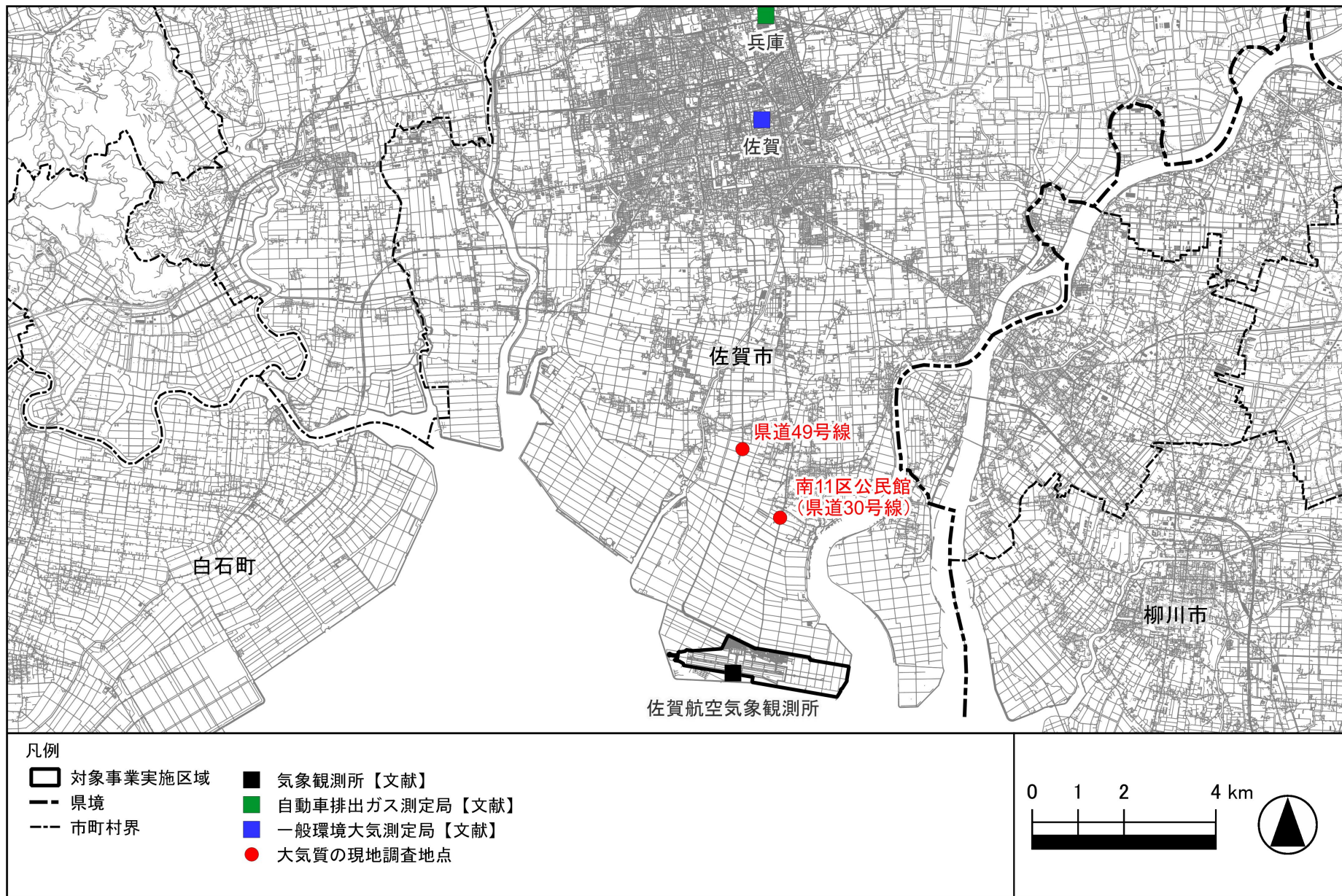


図 6.2-10 大気質（浮遊粒子状物質：飛行場の施設の供用）に係る調査地点位置図